

取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等

取引相場のない株式（出資）の評価明細書は、相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式及び合名会社、合資会社又は有限会社の出資等並びにこれらに関する権利の価額を評価するために使用します。

なお、この明細書は、第1表の1及び第1表の2で納税義務者である株主の態様の判定及び評価会社の規模（Lの割合）の判定を行い、また、第2表で特定の評価会社に該当するかどうかの判定を行い、それぞれについての評価方式に応じて、第3表以下を記載し作成します。

- (注) 1 評価会社が一般の評価会社(特定の評価会社に該当しない会社をいいます。)である場合には、第6表以下を記載する必要はありません。
- 2 評価会社が「清算中の会社」に該当する場合には、適宜の様式により計算根拠等を示してください。

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

- 1 この表は、評価上の株主の区分及び評価方式の判定に使用します。評価会社が「開業前又は休業中の会社」に該当する場合には、「1. 株主及び評価方式の判定」欄及び「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄を記載する必要はありません。

なお、この表のそれぞれの「判定基準」欄及び「判定」欄は、該当する文字を で囲んで表示します。

- 2 「事業内容」欄の「取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分」欄には、評価会社の事業内容を具体的に記載します。「業種目番号」欄には、別に定める類似業種比準価額計算上の業種目の番号を記載します（類似業種比準価額を計算しない場合は省略しても差し支えありません。）。「取引金額の構成比」欄には、評価会社の取引金額全体に占める事業別の構成比を記載します。

(注) 「取引金額」は直前期末以前1年間における評価会社の目的とする事業に係る収入金額（金融業・証券業については収入利息及び収入手数料）をいいます。

- 3 「1. 株主及び評価方式の判定」の「判定要素（課税時期現在の株式等の所有状況）」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「氏名又は名称」欄には、納税義務者が同族株主等の原則的評価方式等（配当還元方式以外の評価方式をいいます。）を適用する株主に該当するかどうかを判定するために必要な納税義務者の属する同族関係者グループ（株主の1人とその同族関係者のグループをいいます。）の株主の氏名又は名称を記載します。

この場合における同族関係者とは、株主の1人とその配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族等をいいます（付表「同族関係者の範囲等」参照）。

- (2) 「続柄」欄には、納税義務者との続柄を記載します。
- (3) 「会社における役職名」欄には、課税時期又は法定申告期限における役職名を、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、監査役等と具体的に記載します。
- (4) 「① 株式数（株式の種類）」の各欄には、相続、遺贈又は贈与による取得後の株式数を記載します（評価会社が普通株式以外の株式で商法第222条第1項に規定する数種の株式（以下「種類株式」といいます。）を発行している場合には、次の(5)の二により記載します。なお、評価会社が普

通株式のみを発行している場合には、株式の種類(「普通株式」)の記載を省略しても差し支えありません。)

「㊦ 議決権数」の各欄には、各株式数に応じた議決権数(個)を記載します(議決権数は㊦株式数÷1単元の株式数により計算し、1単元の株式数に満たない株式に係る議決権数は切り捨てて記載します。なお、商法第221条第1項に規定する単元株制度を採用していない会社は、1株式=1議決権となります。)

「㊧ 議決権割合(㊦/)」の各欄には、評価会社の議決権の総数(欄の議決権の総数)に占める議決権数(それぞれの株主の㊦欄の議決権数)の割合を1%未満の端数を切り捨てて記載します(「納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数((/))」欄及び「筆頭株主グループの議決権の合計数((/))」欄は、各欄において、1%未満の端数を切り捨てて記載します。なお、これらの割合が50%超から51%未満までの範囲内にある場合には、1%未満の端数を切り上げて「51%」と記載します。)

(5) 次に掲げる場合には、それぞれ次によります。

イ 相続税の申告書を提出する際に、株式が共同相続人及び包括受遺者の間において分割されていない場合

「㊦ 株式数(株式の種類)」欄には、納税義務者が有する株式(未分割の株式を除きます。)の株式数の上部に、未分割の株式の株式数を無と表示の上、外書で記載し、納税義務者が有する株式の株式数に未分割の株式の株式数を加算した数に応じた議決権数を「㊦ 議決権数」に記載します。また、「納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数((/))」欄には、納税義務者の属する同族関係者グループが有する実際の議決権数(未分割の株式に応じた議決権数を含みます。)を記載します。

ロ 評価会社の株主のうち商法第241条第3項の規定によりその株式につき議決権を有しないこととされる会社がある場合

「氏名又は名称」欄には、その会社の名称を記載します。

「㊦ 株式数(株式の種類)」欄には、議決権を有しないこととされる会社が有する株式数を無と表示の上、記載し、「㊦ 議決権数」欄及び「㊧ 議決権割合(㊦/)」欄は、「-」で表示します。

ハ 評価会社が自己株式を有する場合

「㊦ 株式数(株式の種類)」欄に商法第241条第2項に規定する自己の株式の株式数を記載します。

ニ 評価会社が種類株式を発行している場合

評価会社が種類株式を発行している場合には、次のとおり記載します。

「㊦ 株式数(株式の種類)」欄の各欄には、納税義務者が有する株式の種類ごとに記載するものとし、上段に株式数を、下段に株式の種類を記載します(3ページの記載例参照)。

「㊦ 議決権数」の各欄には、株式の種類に応じた議決権数を記載します(議決権数は㊦株式数÷その株式の種類に応じた1単元の株式数により算定し、1単元に満たない株式に係る議決権数は切り捨てて記載します。)

「㊧ 議決権割合(㊦/)」の各欄には、評価会社の議決権の総数(欄の議決権の総数)に占める議決権数(それぞれの株主の㊦欄の議決権数で、2種類以上の株式を所有している場合には、3ページの記載例のように、各株式に係る議決権数を合計した数)の割合を1%未満の端

数を切り捨てて記載します(「納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数((/))」欄及び「筆頭株主グループの議決権の合計数((/))」欄は、各欄において、1%未満の端数を切り捨てて記載します。なお、これらの割合が50%超から51%未満までの範囲内にある場合には、1%未満の端数を切り上げて「51%」と記載します。)

(記載例)

氏名又は名称	続柄	会社における役職名	④ 株式数 (株式の種類)	⑤ 議決権数	⑥ 議決権割合 (⑤/④)
財務 一郎	納税 義務者	社長	株 10,000,000 (普通株式)	個 10,000	} 14
"	"	"	2,000,000 (種類株式A)	4,000	

4 「1. 株主及び評価方式の判定」の「判定基準」欄及び「判定」欄の各欄は、該当する文字を で囲んで表示します。

なお、「判定」欄において、「同族株主等」に該当した納税義務者のうち、議決権割合(⑥の割合)が5%未満である者については、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により評価方式の判定を行います。

また、評価会社の株主のうち中小企業投資育成会社がある場合は、財産評価基本通達 188-6(投資育成会社が株主である場合の同族株主等)の定めがありますので、留意してください。

5 「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄は、「判定要素」欄に掲げる項目の「㊟ 役員」、「㊠ 納税義務者が中心となる同族株主」及び「㊡ 納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)」の順に次により判定を行い、それぞれの該当する文字を で囲んで表示します(「判定内容」欄のかっこ内は、それぞれの項目の判定結果を表します。)

なお、「役員」、「中心となる同族株主」及び「中心となる株主」については、付表「同族関係者の範囲等」を参照してください。

(1) 「㊟ 役員」欄は、納税義務者が課税時期において評価会社の役員である場合及び課税時期の翌日から法定申告期限までに役員となった場合に「である」とし、その他の者については「でない」として判定します。

(2) 「㊠ 納税義務者が中心となる同族株主」欄は、納税義務者が中心となる同族株主に該当するかどうかの判定に使用しますので、納税義務者が同族株主のいない会社(〇の割合が 30%未満の場合)の株主である場合には、この欄の判定は必要ありません。

(3) 「㊡ 納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)」欄は、納税義務者以外の株主の中に中心となる同族株主(納税義務者が同族株主のいない会社の株主である場合には、中心となる株主)がいるかどうかを判定し、中心となる同族株主又は中心となる株主がいる場合には、下段の氏名欄にその中心となる同族株主又は中心となる株主のうち1人の氏名を記載します。

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書 (続)

1 「3. 会社の規模(Lの割合)の判定」の「判定要素」の各欄は、次により記載します。なお、評価会社が「開業前又は休業中の会社」に該当する場合及び「開業後3年未満の会社等」に該当する場合には、「3. 会社の規模(Lの割合)の判定」欄に記載する必要はありません。

(1) 「直前期末の総資産価額（帳簿価額）」欄には、直前期末における各資産の確定決算上の帳簿価額の合計額を記載します。

(注) 1 固定資産の減価償却累計額を間接法によって表示している場合には、各資産の帳簿価額の合計額から減価償却累計額を控除します。

2 売掛金、受取手形、貸付金等に対する貸倒引当金は控除しないことに留意してください。

3 前払費用、繰延資産、税効果会計の適用による繰延税金資産など、確定決算上の資産として計上されている資産は、帳簿価額の合計額に含めて記載します。

4 収用や特定の資産の買換え等の場合において、圧縮記帳引当金勘定に繰り入れた金額及び圧縮記帳積立金として積み立てた金額、並びに翌事業年度以降に代替資産等を取得する予定であることから特別勘定に繰り入れた金額は、帳簿価額の合計額から控除しないことに留意してください。

(2) 「直前期末以前1年間における従業員数」欄には、直前期末以前1年間においてその期間継続して評価会社に勤務していた従業員（就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間が30時間未満である従業員を除きます。以下「継続勤務従業員」といいます。）の数に、直前期末以前1年間において評価会社に勤務していた従業員（継続勤務従業員を除きます。）のその1年間における労働時間の合計時間数を従業員1人当たり年間平均労働時間数(1,800時間)で除して求めた数を加算した数を記載します。

(注) 1 上記により計算した評価会社の従業員数が、例えば5.1人となる場合は従業員数「5人超」に、4.9人となる場合は従業員数「5人以下」に該当します。

2 従業員には、社長、理事長並びに法人税法施行令第71条((使用人兼務役員とされない役員))第1項第1号及び第3号に掲げる役員は含まないことに留意してください。

(3) 「直前期末以前1年間の取引金額」欄には、直前期の事業上の収入金額(売上高)を記載します。この場合の事業上の収入金額とは、その会社の目的とする事業に係る収入金額(金融業・証券業については収入利息及び収入手数料)をいいます。

(注) 直前期の事業年度が1年未満であるときには、課税時期の直前期末以前1年間の実際の収入金額によることとなりますが、実際の収入金額を明確に区分することが困難な期間がある場合は、その期間の収入金額を月数あんで求めた金額によっても差し支えありません。

(4) 評価会社が「卸売業」、「小売・サービス業」又は「卸売業、小売・サービス業以外」のいずれの業種に該当するかは、直前期末以前1年間の取引金額に基づいて判定し、その取引金額のうち2以上の業種に係る取引金額が含まれている場合には、それらの取引金額のうち最も多い取引金額に係る業種によって判定します。

(5) 「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、④欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」)と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と⑤欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。

(注) 大会社及びLの割合が0.90の中会社の従業員数はいずれも「50人超」のため、この場合の④欄の区分は、「総資産価額(帳簿価額)」欄の区分によります。

2 「4.増(減)資の状況その他評価上の参考事項」欄には、次のような事項を記載します。

(1) 課税時期の直前期分の配当金の支払が確定した日

(2) 課税時期の直前期末以後における増(減)資に関する事項

例えば、増資については、次のように記載します。

増資年月日 平成 年 月 日
 増資金額 千円
 増資内容 1 : 0.5 (1株当たりの払込金額 50円、株主割当)
 増資後の資本金額 千円

(3) 課税時期以前3年間における社名変更、増(減)資、事業年度の変更、合併及び転換社債型新株予約権付社債(財産評価基本通達197(4)に規定する転換社債型新株予約権付社債、以下「転換社債」といいます。)の発行状況に関する事項

(4) 種類株式に関する事項

例えば、種類株式の内容、発行年月日、発行株式数等を、次のように記載します。

種類株式の内容	議決権制限株式
発行年月日	平成〇年〇月〇日
発行新株式数	〇〇〇〇〇株
発行価額	1株につき〇〇円(うち資本金に組み入れる金額〇〇円)
1単元の株式の数	〇〇株
議決権	の事項を除き、株主総会において議決権を有しない。
転換条項	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間は株主からの請求により普通株式への転換可能(当初の転換価額は〇〇円)
償還条項	なし
残余財産の分配	普通株主に先立ち、1株につき 円を支払う。

(5) その他評価上参考となる事項

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

1 この表は、評価会社が特定の評価会社に該当するかどうかの判定に使用します。

評価会社が特定の評価会社に明らかに該当しないものと認められる場合には、記載する必要はありません。また、配当還元方式を適用する株主について、原則的評価方式等の計算を省略する場合(原則的評価方式等により計算した価額が配当還元価額よりも高いと認められる場合)には、記載する必要はありません。

なお、この表のそれぞれの「判定基準」欄及び「判定」欄は、該当する文字を で囲んで表示します。

2 「1. 比準要素数1の会社」欄は、次により記載します。

なお、評価会社が「3. 土地保有特定会社」から「6. 清算中の会社」のいずれかに該当する場合には、記載する必要はありません。

(1) 「判定要素」の「(1) 直前期末を基とした判定要素」及び「(2) 直前々期末を基とした判定要素」の各欄は、当該各欄が示している第4表の「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄の金額を記載します。

(2) 「判定基準」欄は、「(1) 直前期末を基とした判定要素」欄の判定要素のいずれか2が0で、かつ、「(2) 直前々期末を基とした判定要素」欄の判定要素のいずれか2以上が0の場合に、「である(該当)」を で囲んで表示します。

(注) 「(1) 直前期末を基とした判定要素」欄の判定要素がいずれも0である場合は、「4. 開業

後3年未満の会社等」欄の「(2) 比準要素数0の会社」に該当することに留意してください。

3 「2. 株式保有特定会社」及び「3. 土地保有特定会社」の「総資産価額」欄等には、課税時期における評価会社の各資産を財産評価基本通達の定めにより評価した金額(第5表の の金額等)を記載します。

ただし、1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算に当たって、第5表の記載方法等の2の(4)により直前期末における各資産及び各負債に基づいて計算を行っている場合には、当該直前期末において計算した第5表の当該各欄の金額により記載することになります(これらの場合、株式保有特定会社及び土地保有特定会社の判定時期と純資産価額及び株式保有特定会社のS₂の計算時期を同一とすることになりますから留意してください。)

なお、「2. 株式保有特定会社」欄は、評価会社が「3. 土地保有特定会社」から「6. 清算中の会社」のいずれかに該当する場合には記載する必要はなく、「3. 土地保有特定会社」欄は、評価会社が「4. 開業後3年未満の会社等」から「6. 清算中の会社」のいずれかに該当する場合には、記載する必要はありません。

(注) 「2. 株式保有特定会社」の「株式保有割合」欄の の割合及び「3. 土地保有特定会社」の「土地保有割合」欄の の割合は、1%未満の端数を切り捨てて記載します。

4 「4. 開業後3年未満の会社等」の「(2) 比準要素数0の会社」の「判定要素」の「直前期末を基とした判定要素」の各欄は、当該各欄が示している第4表の「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄の金額(第2表の「1. 比準要素数1の会社」の「判定要素」の「(1) 直前期末を基とした判定要素」の各欄の金額と同一となります。)を記載します。

なお、評価会社が「(1) 開業後3年未満の会社」に該当する場合には、「(2) 比準要素数0の会社」の各欄は記載する必要はありません。

また、評価会社が「5. 開業前又は休業中の会社」又は「6. 清算中の会社」に該当する場合には、「4. 開業後3年未満の会社等」の各欄は、記載する必要はありません。

5 「5. 開業前又は休業中の会社」の各欄は、評価会社が「6. 清算中の会社」に該当する場合には、記載する必要はありません。

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

1 この表は、一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価に使用します(特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価については、「第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書」を使用します。)

なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します(ただし、下記の4の(2)に留意してください。)

2 「1. 原則的評価方式による価額」の「株式の価額の修正」欄の「1株当たりの新株式の割当数」及び「1株当たりの新株式の割当数又は交付数」は、1株未満の株式数を切り捨てずに実際の株式数を記載します。

3 「2. 配当還元方式による価額」欄は、第1表の1の「1. 株主及び評価方式の判定」欄又は「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄の判定により納税義務者が配当還元方式を適用する株主に該当する場合に、次により記載します。

(1) 「直前期末以前2年間の配当金額」欄は、評価会社の年配当金額の総額を基に、第4表の記載方

法等の2の(1)に準じて記載します。

- (2) 「配当還元価額」欄の__の金額の記載に当たっては、原則的評価方式により計算した価額が配当還元価額よりも高いと認められるときには、「1. 原則的評価方式による価額」欄の計算を省略しても差し支えありません。

4 「4. 株式及び株式に関する権利の価額」欄は、次により記載します。

- (1) 「株式の評価額」欄には、「__」欄から「__」欄までにより計算したその株式の価額を記載します。
- (2) 「株式に関する権利の評価額」欄には、「__」欄から「⑳」欄までにより計算した株式に関する権利の価額を記載します。

なお、株式に関する権利が複数発生している場合には、それぞれの金額ごとに別に記載します(配当期待権の価額は、円単位で円未満2位(銭単位)により記載します。)

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

1 この表は、評価会社の「類似業種比準価額」の計算を行うために使用します。

なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します(「比準割合の計算」欄の要素別比準割合及び比準割合は、それぞれ小数点以下2位未満を切り捨てて記載します。)

2 「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「1株(50円)当たりの年配当金額」の「直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額」欄は、評価会社の利益の配当金額の総額を基に次により記載します。

イ 「__年配当金額」欄には、利益の配当(中間配当を含む。)の金額を記載します。

ロ 「__左のうち非経常的な配当金額」欄には、利益の配当金額の算定の基となった配当金額のうち、特別配当、記念配当等の名称による配当で、将来、每期継続することが予想できない金額を記載します。

ハ 「直前期」欄の記載に当たって、1年未満の事業年度がある場合には、直前期末以前1年間に対応する期間の利益の配当金額の総額を記載します。この場合、実際の事業年度に係る利益の配当金額を直前期末以前1年間に対応する期間にあん分する必要があるときは、月数により行います。

なお、「直前々期」及び「直前々期の前期」の各欄についても、これに準じて記載します。

- (2) 「1株(50円)当たりの年配当金額」の「B」欄は、「比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額」の「B₁」欄の金額を記載します。

- (3) 「1株(50円)当たりの年利益金額」の「直前期末以前2(3)年間の利益金額」欄は、次により記載します。

イ 「__左のうち非経常的な利益金額」欄には、固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を記載します。この場合、非経常的な利益の金額は、非経常的な損失の金額を控除した金額(負数の場合は0)とします。

ロ 「直前期」、「直前々期」及び「直前々期の前期」の各欄の記載に当たって、1年未満の事業年度がある場合には、上記2の(1)のハに準じて記載します。

- (4) 「1株(50円)当たりの年利益金額」の「比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額」の「C₁」欄及び「C₂」欄は、それぞれ次により記載します。

イ 「㉑」欄は、㉓の金額（ただし、納税義務者の選択により、㉓の金額と㉔の金額との平均額によることができず。）を__の株式数で除した金額を記載します。

ロ 「㉒」欄は、㉔の金額（ただし、納税義務者の選択により、㉔の金額と㉕の金額との平均額によることができず。）を__の株式数で除した金額を記載します。

(注) 1 ㉑又は㉒の金額が負数のときは、0とします。

2 「直前々期の前期」の各欄は、上記のロの計算において、㉔の金額と㉕の金額との平均額によらない場合には記載する必要はありません。

(5) 「1株(50円)当たりの年利益金額」の「c」欄には、㉓の金額を__の株式数で除した金額を記載します。ただし、納税義務者の選択により、直前期末以前2年間における利益金額を基として計算した金額 $((\ominus + \oplus) \div 2)$ を__の株式数で除した金額をcの金額とすることができます。

(注) 1 cの金額が負数のときは、0とします。

2 cの金額が0の場合は、「3. 類似業種比準価額の計算」の「1株(50円)当たりの比準価額の計算」の「比準割合の計算」の「比準割合」欄の算式が異なりますので留意してください。

(6) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「直前期末(直前々期末)の純資産価額」の「__資本積立金額」欄には、法人税申告書別表五(一)((利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書))(以下「別表五(一)」といいます。)の「差引翌期首現在資本積立金額」の「差引合計額」欄の金額を記載し、「__利益積立金額」欄には、別表五(一)の「差引翌期首現在利益積立金額」の「差引合計額」欄の金額を記載します。

(7) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額」の「㉑」欄及び「㉒」欄は、それぞれ㉑及び㉔の金額を__の株式数で除した金額を記載します。

(注) ㉑及び㉒の金額が負数のときは、0とします。

(8) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「d」欄には、上記(7)で計算した㉑の金額を記載します。

(注) dの金額が負数のときは、0とします。

3 「3. 類似業種比準価額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「類似業種と業種目番号」欄には、第1表の1の「事業内容」欄に記載された評価会社の事業内容に応じて、別に定める類似業種比準価額計算上の業種目及びその番号を記載します。

この場合において、評価会社の事業が該当する業種目は直前期末以前1年間の取引金額に基づいて判定した業種目とします。

なお、直前期末以前1年間の取引金額に2以上の業種目に係る取引金額が含まれている場合の業種目は、業種目別の割合が50%を超える業種目とし、その割合が50%を超える業種目がない場合は、次に掲げる場合に応じたそれぞれの業種目とします。

イ 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似する小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合

その中分類の中にある類似する小分類の「その他の__業」

ロ 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似しない小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合(イに該当する場合は除きます。)

その中分類の業種目